

第1章

コロナ後での株主との対話のあり方を再検討 本年6月総会における 運営上の留意点

三井住友信託銀行(株)

ガバナンスコンサルティング部

法務ガバナンスチーム
法務コンサルタント・弁護士

大前 佑記

者の個人的な見解である。

コロナ前からなされてきた株主総会に係る議論の概要

株主総会には、(1)意思決定機関としての株主総会と、(2)会議体としての株主総会の2つの側面がある(経済産業省「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」報告書(2020年7月22日)⁽¹⁾)。以下、「経産省報告書」という。(1)は株主総会当日までの年間を通じたプロセスのあり方に着目したものであり、(2)は株主総会当日のあり方に着目したものである。これら2つのあり方の概要は、以下のとおりである。

(1) https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/shin_sokai_process/pdf/20200722_1.pdf

(1) 意思決定機関としての株主総会

意思決定機関としての株主総会の側面という点、年間を通じた情報開示や個別に実施する株主との対話等の充実において、株主総会プロセス全体が実質的な審議の場としての役割を果たしていることが多い(図表1)。

【この章のエッセンス】

- アフターコロナ下における本年株主総会は、次の点を踏まえ、あらためて株主との対話の充実等を目指す方向で実施することが考えられる。
- ・株主総会当日までのプロセス:電子提供制度の積極的活用や英語での情報開示等
- ・株主総会当日:ハイブリッド参加型株主総会や株主総会当日の役員・社員の取組姿勢等
- ・想定し得る株主からの質問:LG B T、震災対応等の時事問題

はじめに

2024年2月22日、日経平均株価が史上最高値を更新し、3月には初めて4万円円台に到達した。新たな少額投資非課税制度(NISA)の開始とも相俟って、機関投資家のみならず個人株主による株式売買の増加も予想される。

株主総会は株主との建設的な対話の場である(コーポレートガバナンス・コード(以下、「CGコード」という)原則1-2)。2015年のCGコード制定以降、上場企業は、株主の視점에立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行わなければならないとされたが、実態はどうか。コロナ禍においては、

株主との対話という観点がやむを得ず後回しとなった会社もあろう。本章では、コロナ禍の終息を経て(アフターコロナ)、あらためて株主との建設的な対話の場である株主総会の実態や取るべき工夫について紹介する。

まず、コロナ前からなされてきた株主総会に係る議論の概要(後掲経産省報告書)に触れた後、株主との対話の促進・充実や株主から信頼を得るための工夫について、アフターコロナにおける意思決定機関としての株主総会(株主総会当日までのプロセス)と、会議体としての株主総会(株主総会当日)の順で検討する。そして最後に、株主総会における質疑応答の留意点について触れる。なお、文中意見にわたる部分は筆